

## 入札説明書

令和3年札幌市告示第115号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 告示日

令和3年1月13日

### 2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係 電話 (011) 211-2152

メールアドレス: ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

### 3 入札に付する事項

#### (1) 特定役務の名称

- ア 市立学校特定建築物環境衛生管理業務1
- イ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務2
- ウ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務3
- エ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務4
- オ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務5
- カ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務6
- キ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務7
- ク 市立学校特定建築物環境衛生管理業務8
- ケ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務9

#### (2) 調達案件の仕様及び履行場所等

仕様書による。

#### (3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件について、それぞれ令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(12か月)とする。

#### (4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 平成30~令和2年度(平成30~32年度)札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「建物環境衛生管理業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記5(5)の入札書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

上記2と同じ。

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、次のURLのホームページからダウンロードできる。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 対象案件ごとに、業務開始時まで各仕様書に定める対象校数分の建築物環境衛生管理技術者を選任することができる者であること。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律又は商店街振興組合法の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(6)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

## 5 入札に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び上記4に掲げる入札参加資格の審査に必要な下記(4)の書類（以下「審査書類」という。別記1参照。）を下記(5)アの提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない（審査書類は電子メールにより提出することも可能。）

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

- (2) 審査書類、入札書の提出場所、契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
上記2と同じ。
- (3) 契約条項等の交付方法  
上記2の場所で交付するほか、上記3(1)に掲げる案件ごと、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kanzai/keiyaku/ippan-syuyaku/r2-kouki/kankyo-wto1.html>

- (4) 審査書類

ア 事前審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

- ウ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿の写し
- エ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し

(5) 審査書類及び入札書の提出

入札参加者は、審査書類及び入札書を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限等

(ア) 提出期限

審査書類：令和3年2月25日（木）17時15分（送付の場合は必着のこと。）

入札書：令和3年3月4日（木）17時15分（ ” ” ）

(イ) 提出場所

上記2と同じ

(ウ) 参加資格の確認

上記(ア)の期限までに提出された審査書類が上記4に掲げる入札参加資格を有するか否かについて、令和3年3月1日（月）17時15分までに入札参加者あてに通知する。

当該通知において入札参加資格を満たしていると認められたものは上記(ア)の期限までに、下記イ及びウのとおり入札書を提出すること。

イ 提出方法

入札書は持参又は送付による。FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

なお、審査書類については、持参、送付又は電子メールにより提出することができるが、電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

ウ 入札書の提出に当たっての留意事項

(ア) 作成した入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年〇月〇日〇〇時〇〇分開札〔市立学校特定建築物環境衛生管理業務〇〕の入札書在中」の旨を記載すること。

(イ) 入札書を持参により提出する場合は、上記(ア)により作成した封書を上記2あてに上記アの提出期限までに直接提出すること。

(ウ) 入札書を送付により提出する場合は、上記(ア)により作成した封筒を入れた二重封筒とし、外封に「令和3年〇月〇日〇〇時〇〇分開札〔市立学校特定建築物環境衛生管理業務〇〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記アの提出期限までに必着するよう送付すること。

(エ) 入札参加者は、いったん提出した入札書及び審査書類は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札等

(1) 開札の日時及び場所

上記3(1)に掲げる案件ごと、それぞれ次のとおりとする。

- ア 令和3年3月5日(金) 10時00分
- イ 令和3年3月5日(金) 10時10分
- ウ 令和3年3月5日(金) 10時20分
- エ 令和3年3月5日(金) 10時30分
- オ 令和3年3月5日(金) 10時40分
- カ 令和3年3月5日(金) 10時50分
- キ 令和3年3月5日(金) 11時00分
- ク 令和3年3月5日(金) 11時10分
- ケ 令和3年3月5日(金) 11時20分

場所はいずれも札幌市役所本庁舎14階入札室とする。

(2) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度の入札を行う回数は、原則として2回を限度とする。

カ 開札をした場合において、次の事項を告げた後、落札者を宣言して開札を終えるものとする。

(ア) 入札が無効となる入札参加者

(イ) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記5(5)の入札書等の提出以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することがで

- きない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

## 7 落札者の決定方法等

### (1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

### (2) 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする

### (3) 入札参加資格を満たさなくなった者の取扱い

上記5(5)の入札書等の提出以後、入札参加資格を満たさなくなった場合は、その者の入札を無効とし、上記6(2)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

### (4) 落札の取り消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

## 8 入札説明書等の質問

### (1) 入札説明書、仕様書等に関する質問の受付

入札説明書又は仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり書面又は電子メールにて質問書を提出すること。

#### ア 提出期限

令和3年2月1日（月）17時15分まで

#### イ 提出場所

質問事項について、書面に簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくは送付又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。

なお、FAXによる提出は認めない。

#### (ア) 持参又は送付の場合

上記2と同じ

#### (イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「市立学校特定建築物環境衛生管理業務〇の質問について」とすること。

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

#### ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和3年2月9日（火）までに適宜、上記2に掲げる場所にて閲覧に供するとともに、上記5(3)に掲げるURLのホームページに掲載する。

## 9 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金 免除

### (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

### (4) 契約書の作成

ア 契約の相手方（落札者）が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

### (5) 契約条項

別記2のとおり

### (6) 提出書類の作成等

提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

### (7) 参加資格の説明

上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

### (8) 苦情の申立

本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

### (9) 苦情の申立に伴う取り扱い

上記(8)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。